

【建設業許可申請の手引きの主な改正点】

○令和6年4月1日～

令和5年1月10日から建設業許可及び経営事項審査の電子申請システムでの申請が開始され、令和6年4月1日以降は原則電子での申請となったため、下記のとおり申請等（相談含む）の窓口が変更になっています。

1. 窓口変更

① 建設業許可申請（変更届含む）

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日～
・各振興局 ・支所 ・土木維持管理事務所	【原則】電子申請（JCIP）
	【書面申請】長崎県土木部監理課へ郵送（持込可）

② 建設業許可証明書 発行

令和6年3月31日まで	令和6年4月末～（予定）
・各振興局 ・支所 ・土木維持管理事務所 ・県庁監理課	【原則】電子申請（長崎県電子申請システム）
	【書面申請】長崎県土木部監理課へ郵送（持込可）

2. 長崎振興局での建設業許可ファイルの閲覧について

令和6年4月1日以降は長崎振興局（長崎市大橋町11-1）での長崎振興局管内の業者の建設業許可ファイルの閲覧はできません。県庁6階の土木部監理課の窓口で対応しています。

○令和5年7月1日～

営業所の専任技術者の要件が緩和になりました。